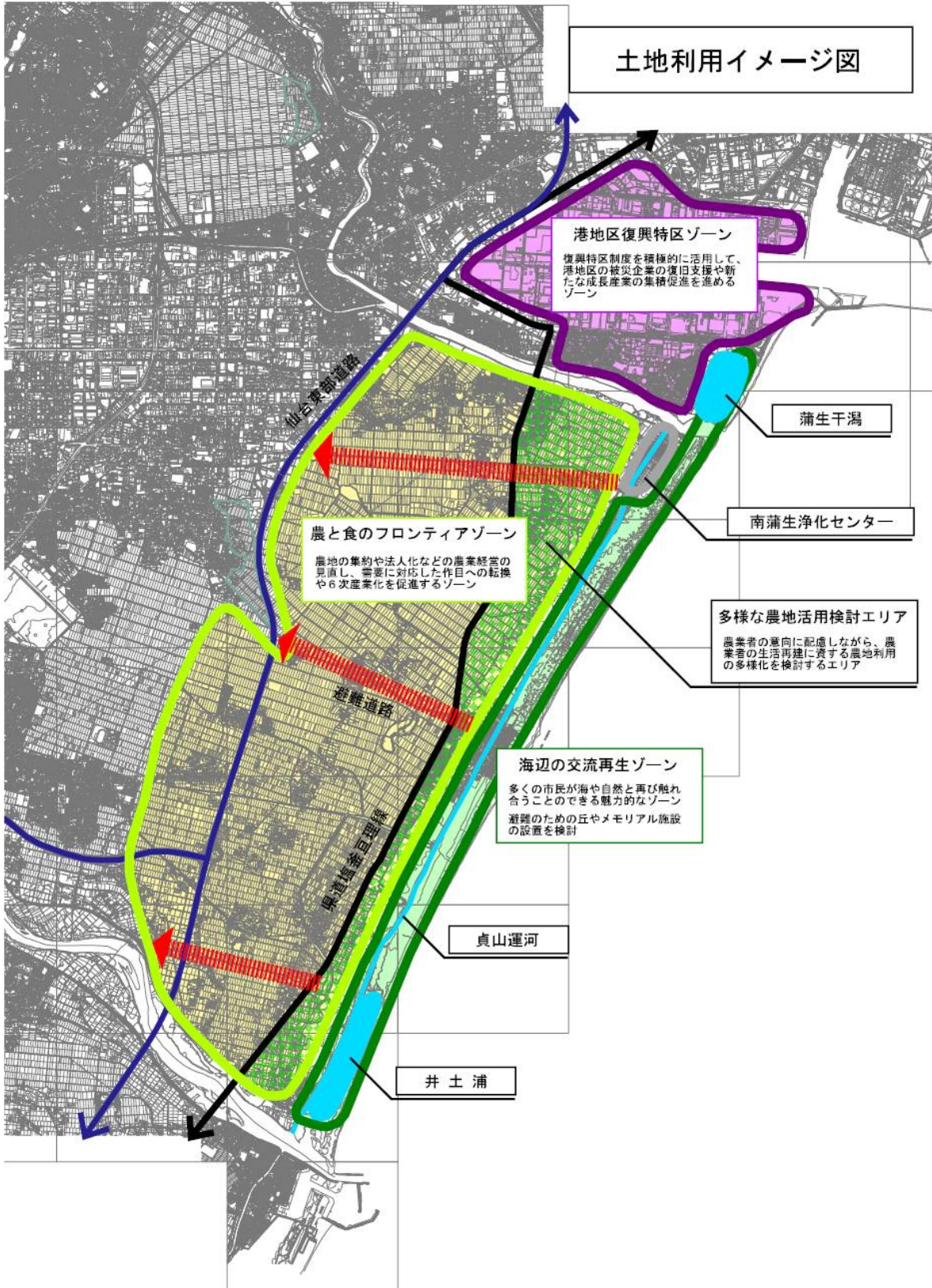


土地利用イメージ図



東部農地の土地利用の考え方について

110911

1. 震災直後の状況と復興に向けた取組の経緯

- 震災により東部の農地には大量の瓦礫が流入したほか、塩害や地盤沈下等の影響により長期間作付けができないと考えられた。
- 防災集団移転により東部地区の住民が内陸部に移転し、農地が現位置に残った場合、住居と農地が離れ、営農希望者の減少することが懸念された。
- こうした厳しい状況の中、経済局では平成23年春から東部地区の農地を活用した復興の取組の検討を始め、一部は5月にまとめた「仙台市震災復興ビジョン」にも記載した。
 - 仙台東部を「農と食のフロンティア」と位置づけ…新商品の創造や新エネルギーの活用など、生産・経営・環境などの技術革新等を実現し…(p25)
 - 大規模太陽光発電施設（メガソーラー）等を初めとする研究開発の推進や企業への積極的な支援を行い…(p25)
- 現在、東部の農地では瓦礫撤去等の復旧作業が進んでいるほか、雑草等が生育し、一部には農業を再開する動きも見受けられる。
- しかしながら、県道以東で従来型の農業を行うには様々な課題がある。

2. 県道以東において懸念される課題

1. 多重防御・減災機能が整備されたとしても、安全性の確保が難しい。
2. 西側の農家と比較して、営農希望者の割合が低い。

地区名	農業を継続	やめたい	わからない
全体	77.4%	11.3%	8.5%
高砂東地区	71.4%	10.0%	14.3%
七郷東地区	39.2%	37.3%	15.7%
六郷東地区	70.9%	15.5%	10.9%

※高砂東（南蒲生、新浜）、七郷東（荒浜）、六郷東（井土、藤塚、三本塚、二木、種次）・・・農業センサス集落名

3. 地盤が沈下しており、農地再生の費用対効果が低い地区がある。
4. 防潮林生育までの期間は潮風による塩害等生育への影響が懸念される。

3. 地権者の今後の方向性

- 津波被害を受けた農地の地権者の今後の方向性を3つに分類。
 1. 農地を拡大して農業を続ける。
 2. 大規模農業者や集落営農組合等に雇用される。
 3. 土地を所有するが農業は行わない。
- それぞれの地権者の方向性に応じた課題解決を図る。
 1. 県道以西等における農地集約
 2. 大規模営農・集落営農組合や水耕栽培事業等による雇用
 3. 水耕栽培、藻類バイオマス実証実験施設、大規模太陽光発電等への土地賃貸

【新たな土地利用の具体例】

1. **大規模水耕栽培工場**を地元の農業者や民間企業等と連携して設置し、無農薬など安全で高付加価値生産を目指す先進的な六次産業の振興を図る。
2. **藻類バイオマス実証実験施設**を誘致し、下水処理場と連携した新しいエネルギー生産と究極の循環型社会を世界に向けて発信する。
3. **大規模太陽光発電事業**を誘致し、わが国のエネルギー不足に貢献するとともに、農地を賃借して農業者支援を行うほか、収益の一部を基金として積立て、地権者及び事業終了後における農業再開に向けた支援の仕組みを構築する。

仙台市のスタンス

- **県道以西の農地**については、圃場の大規模化、経営形態の高度化などにより生産性の高い農地の再生を行う地域とする。
- 被害が甚大である**県道以東の農地の一部**については、「多様な農地活用検討エリア」とし、民間の活力を生かしながら、新しい土地利用を模索する。

以 上